

外国 PEPs 等（外国政府等において重要な公的地位にある人物、その家族等）に該当しません

外国 PEPs 等（外国政府等において重要な公的地位にある人物、その家族等）とは、次に該当する方をいいます。

① 外国の国家元首

② 外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方として次の職にある方および過去にこれらの職にあった方

内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職

衆議院、参議院の議長・副議長に相当する職

最高裁判所の裁判官に相当する職

特命全権大使・公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職

統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上・海上・航空の幕僚長・幕僚副長に相当する職

中央銀行の役員

予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

③ 上記①、②の家族の方（配偶者、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母等）

④ 実質的支配者が上記①～③である法人